在外選挙 (在外選挙人名簿への登録申請について)

先の第46回衆議院議員総選挙にかかる在外選挙を当館及び在ケープタウン 出張駐在官事務所において実施しましたが、同期間中、在外選挙人名簿への登 録方法について照会を受けることがありましたので、在留邦人の皆さまに対し、 平成25年に実施される参議院通常選挙のためにも、在外選挙人名簿の登録申 請方法等について、次のとおりご案内します(詳しくは大使館ホームページを ご覧ください。)。

なお、ご不明な点がありましたら、当館又は在ケープタウン出張駐在官事務所までお問い合わせください。なお、申請書類は領事窓口でお渡しすることができますが、大使館ホームページからダウンロードすることも可能です。

1. 在外選挙人名簿に登録したい

以下3つの条件を満たし、有効な旅券を提示いただき、在外選挙人名簿登録申請書を提出していただくことにより登録が可能です。当館、在ケープタウン出張駐在官事務所又は領事出張サービス会場にご本人がお越しになり申請してください(同居家族による代理申請も可能ですが、予め「申出書」に申請者ご本人が署名した上で、ご本人及び同居家族両名の旅券の提示が必要です。)。

- (1)満20歳以上の日本国民であること
- (2) 海外の住所に3ヵ月以上継続居住していること
- (3) 在外選挙人名簿に未登録であること
- 2. 在外選挙人証の記載事項(住所・氏名)に変更がある以下3つの書類の提出をお願います。
- (1) 在外選挙人証(原本)
- (2) 在外選挙人証記載事項変更届出書
- (3) 在留届又は提出済みの在留届に関する変更の届出

3. 在外選挙人証が見つからない

紛失を含め、在外選挙人証の再交付については、以下4つの場合に再交付申請ができます。具体的な申請方法は当館又は在ケープタウン出張駐在官事務所にお問い合わせください。

- (1) 在外選挙人証を亡失、滅失した場合
- (2) 在外選挙人証を汚損、破損した場合
- (3) 在外選挙人証の記載欄に余白が無くなった場合
- (4) 在外選挙人証を交付した選挙管理委員会の名称(市区町村合併の場合)

や衆議院小選挙区の変更があった場合

4. 在外選挙人証に衆議院小選挙区の記載がない

具体的な申請方法は当館又は在ケープタウン出張駐在官当事務所にお問い合わせください。

5. 登録の抹消

一時帰国などで日本国内で転入届を提出し再び転出した場合には、転入日から4ヵ月を経過したときに在外選挙人名簿から抹消されます。同抹消後は在外選挙人証は無効になり、在外投票はできません。この場合には、あらためて在外選挙人名簿への登録申請を行う必要があります。また、無効となった在外選挙人証は、交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返納して下さい。

平成24年12月21日 在南アフリカ共和国日本国大使館領事班

電話:012-452-1500

FAX:012-460-3800

consul@embjapan.org.za

http://www.za.emb-japan.go.jp/index_jp.html